

株式会社第一ビルサービス指定管理公園敷地出店規則

本規則は、株式会社第一ビルサービス（以下「当社」という。）が管理を行う広島市の指定管理公園（以下「公園」という。）の敷地において、出店を希望する個人または企業（以下「申込者」という。）の出店申込及び出店に係る遵守事項を定めたものである。申込者及び出店許可を認めた申込者（以下「出店者」という。）は本規則を十分に確認し、同意するものとする。

第1条（出店申込資格）

申込者の出店資格は次のとおりとする。

- （1）移動販売車で出店の場合は、移動販売車を保有及びリースしている者、または、保有及びリースの計画がある者
- （2）広島市地域にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- （3）飲食・食料販売の場合は、食品衛生責任者またはそれに代わる資格を有する者
- （4）飲食・食料販売の場合は、食品賠償保険等に加入している者
- （5）飲食・食料販売の場合は、保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ販売品を衛生的に取り扱える者
- （6）当社の指示、出店区画に同意できる者
- （7）その他、当社が認める者

第2条（出店申込禁止）

以下の各号に該当する者は出店申込を行うことができない。また、申込者は自身が以下各号に該当する者ではないことを表明し保証する。

- （1）制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、及び未成年者）
- （2）破産者であって、復権していない者
- （3）銀行取引停止処分を受けている者
- （4）懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- （5）禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け刑期または執行猶予期間が満了していない者
- （6）申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- （7）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）
- （8）反社会的勢力の支配・影響を受け、または反社会的勢力を利用し、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行う者（第三者を利用して行う場合も含む。）
- （9）第1条の要件を満たさない者
- （10）その他当社が不相当と認めた者

第3条（出店申込資料等）

申込者は、当社が指定する以下の資料（以下「出店申込資料等」という。）を、当社が指定する期日までに所定の方法により提出するものとする。当社は出店申込資料等を審査後、出店者に「出店承諾書」を送付し、この出店承諾書をもって当社と出店者の契約が成立したものとみなす。なお、申込者は出店許可の是非に関する異議申し立てをすることはできない。

No	資料名	部数	販売車	飲食	物品	非営利	備考
1	移動販売車出店申込書	1	○	○	○	○	
2	営業許可証一式	1	○	○	—	—	写し
3	リース契約書	1	○	—	—	—	写し
4	食品衛生責任者証	1	—	○	—	—	写し
5	食品賠償保険等証明書	1	—	○	—	—	写し
6	車検証	1	○	—	—	—	写し
7	定款	1	—	○	○	○	法人の場合
8	事業概要書	1	—	○	○	○	法人は会社案内で可
9	販売メニュー品目一覧	1	—	○	○	○	非営利は事業内容
10	販売車写真画像	3	○	—	—	—	
11	その他、当社が求める書類	-	○	○	○	○	

第4条（出店場所及び区画）

出店場所及び区画は、当社から出店者に対し出店承諾書にて通知するものとする。ただし、当社の都合により、当初予定していた出店場所及び区画が急遽変更となる場合がある。

2 当社は事前に出店者に通知の上、出店に係る立会検査を行うことができる。

第5条（販売可能な商品）

出店者が販売可能な商品は、出店者の営業許可証の範囲内の飲食物、物品及び当社が認めるものとする。

第6条（販売禁止商品）

たばこ、消費期限及び賞味期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの及び当社が不相当と判断したものは販売禁止とする。

第7条（出店スケジュールの調整及び周知）

出店者は、出店をする日の1ヶ月前または当社が指定する期日までに、出店スケジュール（出店日、販売車の種類等）を当社へ提出し、当社での審査を通過したものに対して、出店を許可するものとする。

2 出店受付は出店する日の3か月前から開始する。

3 出店者の都合により出店を取りやめる場合または変更がある場合は、出店日の3営業日前までに申込時の当社担当者へ電話またはメールにて報告するものとする。

4 出店日の3営業日前までに出店をとりやめた場合、キャンセル料は発生しないものとする。

5 前項期日までに報告がなく出店をとりやめた場合、出店者は公園出店料をキャンセル料として当社に支払わなければならない。

6 出店者が無断で出店を取りやめた場合、以後出店を認めないものとする。

第8条（許可の取消し）

以下の各号に該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 災害対策など緊急で公園施設もしくは敷地を使用する必要があるとき。
- (2) 第2条に該当する使用であることが判明したとき。
- (3) 使用者が不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用者が本規則又は許可の条件に違反したとき。
- (5) 使用者が使用料を納付しないとき。
- (6) 使用者が故意又は過失により多目的室を荒廃させ、又は毀損したとき。
- (7) 使用者が正当な理由なく当社の指示に従わないとき。
- (8) その他特別な事情により取消しが妥当であると認めるとき。
- (9) 広島市が不相当であると判断したとき。

2 使用者は、使用許可の取消し又は変更によって生じた損害の賠償を請求することができない。

第9条（出店及び搬入出の時間）

出店時間は原則 10:00～16:00 とする。

2 搬入及び搬出は原則出店時間の前後 1 時間以内に行うものとする。

第10条（公園出店料）

公園出店料は次のとおりとする。

- (1) 1日の売上金額の5%（消費税額除く）に10%を乗じた額（以下「出店手数料」という。）。
- (2) 公園土地使用料として、1㎡につき200円/日（以下「公園土地使用料」という。）。
- (3) 有料施設、設備、物品の使用が生じる場合はその使用料。

2 公園出店料の算定及び支払いは次のとおりとする。

- (1) 出店者は出店当日、営業終了後に売上日計表もしくはレジジャーナルを公園管理事務所へ提出する。
- (2) 公園管理事務所は出店当日、前項により公園出店料を算定する。
- (3) 出店者は出店当日、前項により算定された公園出店料を現金にて支払う。

3 キャンセル料は当社指定口座への振込により支払う。なお、振込手数料は出店者が負担する。

4 出店手数料は当社の判断により、変更されることがある。

5 公園土地使用料は広島市公園条例（以下「条例」という。）の改定により変更されることがある。

6 有料施設若しくは設備の使用料は条例の定める額とする。

7 設備若しくは物品の使用料のうち条例の定めのないものは当社が定める額とする。

第11条（その他出店者の遵守事項）

出店者は以下各号の項目を遵守しなければならない。

- (1) 搬入・搬出は出店者各自の責任において行うこと。
- (2) 食品衛生責任者の修了書またはそれに準ずるもの及び営業許可証を、商品受け渡し場所等、良く見える場所に貼付すること。
- (3) 電気、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること。ただし、当社が設備使用を許可した場合はこの限りではない。
- (4) 調理等に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。

- (5) 出店者自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰り処分すること。
- (6) 床・壁など施設への汚損・破損防止のため養生を行うこと。
- (7) 営業終了後、自己の備品等すべてを持ち帰り、駐車場内に備品を放置しないこと。
- (8) 営業終了後、使用した敷地を出店設置前と同じ状況に戻すこと。
- (9) 騒音等の迷惑行為は行わないこと。
- (10) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- (11) 出店備品や移動販売車等の破損、紛失等について、当社は一切責任を負わず、出店者自身の責任によって対応すること。
- (12) 出店者が保健所の立会検査等により改善指導を受けた場合、直ちにその旨を当社へ報告すること。
- (13) 出店期間中に営業許可証の更新、食品衛生責任者の更新、取扱品目の追加（販売メニュー品目の変更を含む。）、食品賠償保険等の更新など、出店申込資料等に変更が発生した場合、出店者は直ちに当社へ新たな出店申込資料等を提出すること。
- (14) 出店に関する各種関係諸法令違反等、当社の信用を害する行為を行わないこと。
- (15) 当社から指示がある場合はそれに従うこと。

第 13 条（損害賠償）

出店者が、当社または土地所有者その他第三者に損害を与えた場合、直ちに当社にその旨を申し出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

第 14 条（販促）

出店者が販促活動を行う際は、当社の商号（ロゴ等含む。）を無断で使用してはならない。
ただし、事前に当社の許可を得た場合はこの限りではない。

第 15 条（契約解除）

当社は、出店者が次の各号に掲げる事由の一つに該当した場合には、何らの催告なしに直ちに契約を解除することができるものとする。

- (1) 監督官庁より営業停止または営業許可の取消等の処分を受けたとき
- (2) 破産申立、特別清算、民事再生手続、会社更生手続開始等の原因となる事由が生じたとき
- (3) 振り出した手形または小切手が不渡りになったとき
- (4) 支払停止または支払不能の状態に至ったとき
- (5) 解散もしくは営業の重要な一部の譲渡を決議、または他の会社に吸収合併されたとき
- (6) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行等の申立てを受けたとき等財産状況が悪化したとき
- (7) 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- (8) その他、出店者が当社の信頼を失墜させる行為を行ったとき

2 当社は、出店者が本規則の各条項に違反したときは、相当の期間を定めて是正を催告し、なお是正されないときは、出店を停止させ、契約を解除することができる。

3 出店備品や移動販売車などの無断放置や不法占拠等が生じた場合、当社の判断でレッカー車等にて移動させることが出来るものとする。なお本移動にかかるレッカー車等の費用及び、移動先での保管料（駐車料金）、移動時における車内の損害等、移動に関わる全ての費用は、出店者の負担とする。

第 16 条（契約の消滅）

天災、地変、火災その他当社、出店者双方の責めに帰さない事由により、公園が滅失した場合及び指定管理期間が終了した場合、契約は当然に消滅する。

第 17 条（免責）

地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電、感染症（COVID-19 等含む。）、戦争行為（ミサイル飛来等含む。）等その他不可抗力と認められる事故、または、当社若しくは出店者の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた出店中止等について、当社及び出店者は互いにその責を負わないものとする。

第 18 条（本規則の変更）

当社は、当社が必要と認めたときに、申込者及び出店者の一般の利益に適合する場合または本規則の範囲内で、変更の必要性、変更後の内容の相当性などに照らして合理的な内容に限り、いつでも本規則を変更することができる。この場合、当社は変更後の本規則の内容及び変更の時期を当社ホームページ上で通知し、当該変更内容の通知後、申込者及び出店者が出店申込または出店を行った場合には、申込者及び出店者は、本規則の変更に同意したものとみなす。

第 19 条（協議）

本規則に定めがない事項及び本規則の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

第 20 条（合意管轄裁判所）

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、広島地方（簡易）裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。